

米・果樹・花き・野菜生産者への支援策

新型コロナウイルス感染症の影響を克服するために、感染拡大防止策を行いつつ、販路の回復・開拓や事業の継続・転換のための機械・設備の導入や人手不足の解消の取組を総合的に支援し、地域を支える農家の経営維持を図ります。

経営継続補助金 《最大150万円の補助》

■補助対象者：農林漁業者→個人の農業者、農事組合法人、農業法人、農業組合等の法人

補助金の対象となる取組

◇ 経営継続に関する取組・・・ 補助率3/4 上限100万円

①国内外の販路の回復や新規開拓

②事業継続や回復のための生産・販売方式の確立や転換など

例) 機械装置費用 設備処分費 広報費 借料 委託費 外注費など

◇ 感染拡大防止の取組・・・ 定額 上限50万円

例) 消毒費用 マスク費用 清掃費用 飛沫対策費用 換気費用など

上記費用のうち、1/6を「接触機会を減らす生産・販売への転換」または「感染時の業務継続体制の構築」に要する経費に充てる必要があります。また、5月14日以降の取組にかかる費用で12月末までに支払いが完了する取組みが対象となります。

— 接触機会を減らす省力化機械等の例 —

野菜苗移植機



果実等自動選別機



農薬散布用ドローン



■補助金申請とスケジュール

6月中旬 支援機関の（JAの予定）作成支援を受けながら申請の準備

6月下旬～7月下旬 補助金交付申請書や必要書類を提出 → 全国農業会議所

8月～9月 補助金の交付決定を受けて事業の実施

12月末 事業期間満了により実績報告書を提出 → 実績確認後補預金の受領

《この補助金の〆切は、一次受付の〆切が7月下旬の予定です。》

※この補助金は、農林水産省から全国農業会議所を經由して農林漁業者へ交付されます。

まずはお気軽にご相談ください！

役場経済課農林係 62-3111 営農支援センター 61-1030

裏面もご確認ください。